

羽曳野市長等政治倫理条例施行規則（平成 31 年羽曳野市規則第 19 号）〈抜粋〉

（審査会の委員及び会長）

第 6 条 審査会の委員は、学識経験がある者その他市長が適当と認めるもののうちから、市長が委嘱する。

2 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の招集及び会議）

第 7 条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審査会における調査）

第 8 条 審査会は、市長から条例第 5 条第 2 項の規定により調査を求められたときは、当該調査に係る市長等に対し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

（審査会の庶務）

第 9 条 審査会の庶務は、市長公室人事課において行う。